

英国 IWF

1. 訪問日時：2002年9月2日午後13:30～16:15
2. 訪問先：IWF (Internet Watch Foundation)
3. 面会者：ピーター・ロビンズ代表 (Peter Robbins, Chief Executive)
 フランク・グレン ホットラインマネージャー (Frank Glen, Hotline Manager)

資料1：「Japanese National Police Agency visit to IWF」 Presentation by Peter Robbins

資料2：「Internet Watch Foundation Annual Review」 Pamphlet

議事

1. IWF について

1. 1 IWF の設立経緯

- ・1996年に英国警察は、ISP業界が児童ポルノや児童虐待に対する適切な対策を取っていないという旨、英国政府に対して苦情を申し立てていた。
- ・これを受けて、警察、政府、ISP業界の3者は1996年9月からR3 Safety-Netというネットの自主規制スキームを立ち上げた。
- ・このスキームに基づき、児童ポルノを始めとする違法コンテンツの通報窓口としてのホットラインを立ち上げる目的で、1996年9月にIWFが設立された。業界としては、一種の保険の意味合いで参画した。
- ・1996年からホットラインを運営している。IWFは唯一、インターネット上の情報の検閲を許された機関である。
- ・1998年に通商産業省 (DTI) および内務省によりレビューが行われ、ホットライン業務に加えて、レイティング・フィルタリング、教育・啓蒙活動の機能が加えられた。ホットラインについては、人種差別を含むコンテンツを取り扱う権限も与えられた。

1. 2 IWF の役割

- ・ホットラインの対象分野
 - (1) 児童虐待の画像
 - ※これについては、当該画像が国外のサイト上にあっても、英国内の端末で見つけたものであれば、IWFに通報する。
 - (2) 他の違法画像、猥褻画像、性器を露出した画像等の他の違法ポルノ
 - ※これについては、英国内のコンテンツに限る。
 - (3) 人種差別を含むコンテンツ
 - ※これについては、英国内のコンテンツに限る。
- ・レイティング・フィルタリング
 - ・ICRAサイトを訪問するように、IWFサイト上で誘導している。
 - ・IWFが推奨するフィルタリングソフトとしては、利用者が自分の選択で設定をカスタマイズ

できるようなものを推奨している。

- ・教育と啓蒙

1. 3 IWFの法的根拠

- ・警察、政府、司法の間に、IWFの立場については非公式な合意がある。これを正式に文書化しようという動きになっている。
- ・法的強制力は持たない。
- ・英国内には、他にホットライン業務を認められた組織はない。
- ・英国では児童ポルノの単純所持は違法だが、IWFの人間は単純所持については、非公式な合意の下で、免責とされている。

1. 4 IWFの経営

- ・年間予算は50万ポンド。
- ・Main Board (IWF Board) :
 - ・Funding Council から4名
 - ・CHIS (慈善団体) から1名
 - ・NCC (消費者団体) から1名
 - ・BECTA (教育団体) から1名
 - ・ロンドン大学経済政治学部教授1名
 - ・事務弁護士1名
 - ・ペドファイルコンサルタント1名
 - ・ChildNet International (児童保護団体) から1名 (Nigel Williams 氏)
 - ・空席1名
- ・Funding Council : (予算の出所)
 - ・LINX
 - ・ISPA (Internet Service Provider Association)
 - ・その他、BTopenworld, Thus, AOL, C&W, NTL, Easynet, Yahoo UK&Ireland, Energis-Squared, Microsoft, NOC, Freeserve, Tiscali, mmO2, Hutchison 3G
 - ・政府からの援助はない。

1. 5 ホットラインのスタッフ

- ・1996年にはスタッフが1人だったが、1998年にはアシスタントを1人採用した。2000年にはフランク・グレン氏がスーパーバイザーになり、アシスタントは3人になった。2001年から2年には1人のホットラインマネージャーと5人のインターネット・コンテンツ・アナリストの体制になった。IWF全体のスタッフは現在8人である。小さな組織で仕事が大変である。
- ・ピーター・ロビンズ氏の経歴：30年間ロンドン警視庁で勤めた後、IWFには公募で来た。2002年4月から就任。警察退職前には820名の警官を部下にいていた。

2. 違法コンテンツを取り締まる法律

- ・ 1978 年 児童保護法 (Protection of Children Act 1978)
- ・ 1988 年 刑事司法法 (Criminal Justice Act 1988)
- ・ 1959 年 わいせつ出版法 (Obscene Publications Act 1959)

時代背景を受けて、同法による有罪判決が少なくなっている。猥褻画像、性器を露出した画像はあきらかに有罪。

- ・ 1986 年 (Public Order Act 1986)

人種差別を取り締まる。ただし、同法による有罪判決はいまだ出ていない。例えば、ナチスサイトなど法律に触れそうだと思っても、違法と判断をすることは難しい。

3. ISP を規制する法律

Electronic Commerce Directive Regulation 2002 (電子商取引指令の施行規則 2002)

- ・ 2002 年 8 月から施行された。

- ・ 単なる導管 (Mere conduit)

情報が ISP のネットワーク上を単に流れた場合は、その情報については ISP に責任がない。これは、EU 各国政府間でも確認された事項である。

- ・ キャッシング (Caching)

従来、ISP の保有するキャッシュに違法コンテンツが含まれていた場合、ISP にも責任が求められたが、この EC 指令により ISP は免責となった。

- ・ ホスティング (Hosting)

違法なサイトをホスティングしていた場合、それだけでは ISP は罪を問われない。ただし、ISP に通報があった場合は、違法コンテンツを削除する義務が生じる。

- ・ 法廷手続きにおける防衛権

- ・ ISP にモニタリングの義務はない。

- ・ ノーティス&テイクダウン

- ・ ISP は、利用者がサイトを発見した場合に ISP に報告するための機関を作らなければならない。

IWF がこの機関に当たる。

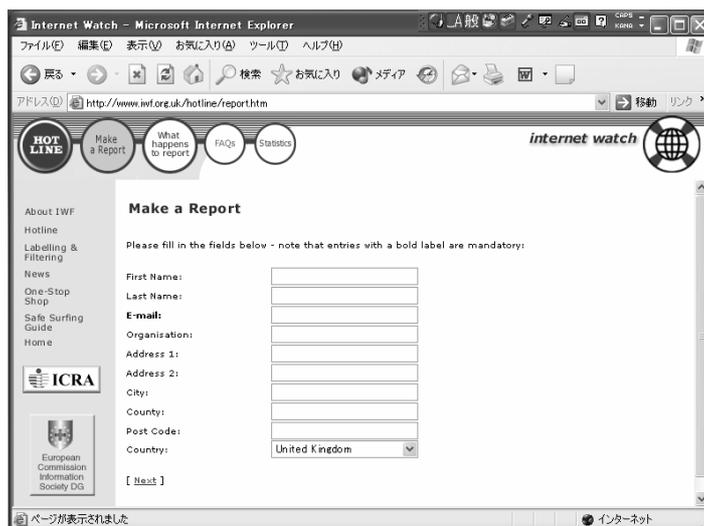
- ・ IWF が ISP に違法コンテンツの存在を通報した場合、IWF から ISP への通報が到着したことの保証については、特に保証は取っていない。ただし、IWF が ISP に通報した場合、ISP が違法コンテンツを削除しなかったケースはない。

- ・ 今までは、ISP が共犯のようにみなされる場合があったが、この法律によって責任の所在がクリアになった。

4. 通報の処理手続き

4. 1 通報の受付と振り分け

- ・ 市民からの通報は Web ページ、FAX、email、電話で受け付けているが、Web がメインである。



- IWF は違法コンテンツについて、ISP と警察に通報する。ISP には違法コンテンツの削除の義務があるため通報するが、情報発信者に対しては警察の捜査権限があるため、通知しない。ただし、ISP への通報については、捜査の妨げとならないように、警察に通報した後、48 時間後に ISP に通報することとなっている。
- IWF では、情報発信元の IP アドレスとサーバ所在地までトレースを行い、英国内で発信されたコンテンツについては、ロンドン警視庁に通報を行う。ロンドン警視庁で、当の IP アドレスに該当する発信者を ISP と電話会社に照会した後、地方警察に情報を振り分けている。データ保護法があるため、IWF では発信者の照会を行うことはできない。それとは別に、NCIS にも情報提供を行っている。ただし、今後は全て NCIS で通報を受け取り、地方警察への振り分けも行うように変わって行くだろう。ロンドン警視庁としては、他の地方警察の分まで自分たちのリソースを割きたくないと思っている。

4. 2 違法サイトのトレーシング

- VisualRoute というソフトウェアを使って情報の発信元をトレーシングしている。
- 同ソフトはブラウザ（マイクロソフトのインターネットエクスプローラ）のプラグインソフトである。トレースしたい Web ページをブラウザ上で表示し、ツールバー上の「VR」ボタンを押すと、そのページがどのサーバ（IP アドレス、ドメイン名、および国）から発信され、どのサーバを経由して、PC まで送られてきたかの一覧が順番に表示される。約 6000 円（30 ポンド）で市販されている。Visual Ware のサイトには、一ヶ月お試し期間つきのものもある。
- トレーシングを行い、発信元の IP アドレスと時間とを特定した後は、発信元サーバを管理する ISP に対してログの照会を依頼する。ログを元に発信者の電話番号を調べ、電話会社に照会を行い、発信者を特定する。ISP に対するログの照会以降の手続きについては、データ保護法により、警察しか行うことができない。

5. 統計

- 2001 年は、ホットラインへの通報総数 11,357 件のうち 2,930 件を違法と判断し、アクションを行った。また、2,377 件は過去に通報され、アクション済みのものであった。また、2949 件は NCIS に通報し、うちロンドン警視庁にも通報したものは 133 件であった。また、361 件は

ISPに通報したものであった。IWFは、英国内のISPに対してのみ通報できる。

- ・アクションを行った通報における、情報発信サーバの所在国別（2001年）：
英国 3%、米国 64%、日本 0.3%（10件）、欧州 19%、ロシア 10%、その他 3%、不明 1%

6. IWFのレポート管理システムデータベース

- ・Webからの通報を暗号化して保存している。途中の修正など中間操作はできない。
- ・他の機関（警察等）が現状このデータベースにアクセスすることはないが、アクセスできるようにすることも可能である。
- ・画像も暗号化して保存している。画像を保持することは違法である。ただし、IWFで児童ポルノ画像を所持する目的は2つあり、1つは警察の証拠物件として、もう1つは警察が被害者や加害者の顔を認識するためである。警察には画像を送付している。ISPは違法サイトを知ってしまうと証拠を削除しなければならない。
- ・データベースはIWFのLANのサーバ上にあり、OSはUNIXである。運用保守は外部業者が行っている。運用保守費用等は、セットアップに3,000ポンド（約60万円）、ハードウェアに1,000ポンド（約20万円）、ライセンスフィーが月に500ポンド（約10万円）、オプションサポートフィーが月に360ポンド（約7万円）である。
- ・Webフォームで受け取った通報は、自動的にデータベースに暗号化して登録され、通報者には3分以内に受け付けた旨の暗号化された自動返信メールが送信され、IWFのホットライン担当者には電子メールで通報内容が送信される。通報者には、3日以内に、IWFでどのような処理がなされたかについてのメールが改めて送信される。データベースは、通報されたWebサイトが既にアクション済みのサイトであるか否かを認識でき、アクション済みであった場合は、ホットライン担当者が処理を行った後、通報者にはその旨のメールが送信される。
- ・統計を取ることができる。また、データを検索可能である。

7. 他の機関との協力

7. 1 国際協力

- ・EU委員会のインターネットアクションプラン（IAP）の助成金を受けている。
- ・INHOPEのメンバーである。INHOPEには各国に16のメンバー組織があり、そのうち米国、オーストラリア、韓国は、アソシエートメンバーである。

7. 2 警察との協力

- ・NHTCU（英国ハイテク犯罪ユニット）
- ・NCIS
IPアドレスを解析してサーバが海外にあった場合は、NCISに通報を行い、NCISから海外の機関へ連絡を行っている。サーバが国内にあった場合は、ロンドン警視庁に通報をする。
- ・Interpol
- ・ロンドン警視庁
 - ・Clubs and Vice
 - ・Paedophile Unit

- ・地方警察
 - ・ Chile Protection/Vice/Abuse Teams 全部で 43 ある。
- ・インターネット犯罪フォーラム (Internet Crime Forum)

児童ポルノに限らずすべてのインターネット犯罪を取り扱う。法律の隙間を見極め、起こりうる犯罪を予測し、政府に対して新たに制定すべき法律や法改正の提案を行うフォーラム。Robbins 氏は IWF の代表として参加している。
- ・内務省 Internet Task Force

子どもがインターネットを安全に使うための取り組み。

7. 3 政府との関係

- ・内務省 (Home Office)

すべての犯罪および刑法を管轄している。
- ・通商産業省 (DTI)

インターネットを管轄している。
- ・文化・メディア省 (Department of Casual, Media and Sport)

放送や情報コンテンツを管轄している。
- ・内閣府の Office of the e-Envoy

e ビジネス、e コマースに関して管轄している。インターネットを国民に広く普及させるミッションも持つ。イギリス国民は現在 60%がインターネットを利用している。
- ・文部科学省 (DFeS)

8. 広報活動

- ・新しいメディアに関する出版物への記事掲載。

日本の雑誌「インターネットマガジン」から取材を受けた。
- ・TV やラジオのインタビューがある。新聞記事の掲載もある。
- ・講演やプレゼンテーションを行っている。
- ・英国の関連省庁の大臣のサポートを行う。
- ・IWF ホットラインへロンドン警視庁ホームページからリンクを張っている。
- ・インターネット安全利用のパンフレットに活動内容を掲載している。

9. ホットラインに係る英国の法制等の追加調査結果

9. 1 ホットライン設立の根拠

IWF のホットラインは、1996 年 9 月にインターネット業界によって提言された“R3 Safety-Net: Rating, Reporting, Responsibility For Child Pornography & Illegal Material on the Internet, An Industry proposal”

(原文 URL : http://www.iwf.org.uk/about/constitution/rating_r3.html)

という自主規制スキームに基づいて設立された。同提言の 17 条と 18 条において、ホットラインの設立が勧告されている。

「ホットラインサービス

17. **Safety-Net Foundation** (訳注: IWF の前身) は、公衆がアクセスできるような違法コンテンツに関する苦情 (電話、郵便、電子メールまたはファックスで送られる) を受理するために、ホットラインを設立するものとする。これらの苦情は標準フォームに変換され、参加するサービス・プロバイダやその他の適切な機関に直接転送されるものとする。同様なアプローチは、すでにオランダで取られており、うまく機能しているように見え、1996年ストックホルムにおける第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議において支持されている。

18. **Safety-Net Foundation** は、標準化されたチェックリスト規準を用いて、苦情が正当なものであるか否かを検証するものとする。実質的に、ホットラインは苦情に対応して個々のニュースグループ記事や Web ページの合法性の評価を提供するものとする。」

IWF によれば、「IWF の立場については警察・政府・司法の間に非公式な合意があり、英国国内にはホットライン業務を認められた他の組織はない」とのことであるから、英国政府公認のホットラインが他に設立されるとは考えにくい。単純所持が罰せられることや運用資金の観点から、民間で新たに独自のホットラインが設立されることも考えにくい。

9. 2 ISP の措置履行に係る担保規定等

ISP の責任については、電子商取引指令の施行規則 2002 (原文 URL : <http://www.hmso.gov.uk/si/si2002/20022013.htm>) の第 17 条 (単なる導管)、第 18 条 (キャッシング)、第 19 条 (ホスティング) などで規定されている。ISP が違法コンテンツをホスティングしていた場合の責任については、第 19 条 (ホスティング) で以下のように規定されており、ISP がそのような知識・認識を得た場合、直ちに当該情報の削除・アクセス停止を行えば ISP は免責とされている。

「ホスティング

第 19 条

当該サービスの受取人により提供される情報の蓄積により構成される情報社会サービスが提供される場合には、当該サービス・プロバイダは、以下の条件が満たされるならば、当該情報の蓄積の結果として生じるいかなる損害やその他の金銭的救済、刑事制裁について責任を負わないものとする。

(a) 当該プロバイダが、

(i) 違法な活動又は情報に関する現実的な知識を持ってはおらず、かつ損害賠償の請求に関し、その違法な活動又は情報がそれから明らかになる事実又は状況に気づいてはいないこと；または

(ii) 当該プロバイダが、そのような知識又は認識を得るやいなや、迅速に、当該情報を除去し、又は、当該情報へのアクセスを不可能にするために行動していること、及び

(b) 当該サービスの受取人が当該プロバイダの権限又は管理の下で行動していないこと」

その他、ISP が違法コンテンツの存在について知識を有しているか否かについては、同施行規則の第 22 条で以下のように規定されている。

「現実的な知識を目的とした通知

第 22 条

サービス・プロバイダが第 18 条(b)(v)および第 19 条(a)(i)の目的で、現実的な知識を持っているか否かを決定する際には、裁判所は当該状況において関連すると思われる全ての事柄を考慮に入れるものとする。とりわけ、以下の事柄を顧慮するものとする。

- (a) 当該サービス・プロバイダが、第 6 条(1)(c)の規定による連絡手段を通じて通知を受信しているか否か、及び
- (b) 通知が以下の項目をどの程度含んでいるか
 - (i) 通知の送信者のフルネームと住所
 - (ii) 当該情報のロケーションの詳細
 - (iii) 当該活動または情報の違法な性質の詳細

9. 3 有害コンテンツに対する措置勧告の種類とその根拠

IWF は、有害コンテンツについては扱っていない。

以上

アイルランド IAB と ISPAI

1. 訪問日時：2002年9月4日午前9:30～12:00
2. 訪問先：IAB (Internet Advisory Board)
3. 面会者：ジョン・ハスキンス副代表 (John Haskins, Deputy Chairman)
 - ・・・司法省の所属

資料1：「Internet Advisory Board – Research Findings Executive Summary」

資料2：「Internet Services Providers Association of Ireland – Code Practice and Ethics」

資料3：「First Report www.hotline.ie November 1999 – June 2001」

資料4：「Illegal and Harmful Use Of The Internet – 1st Report of the Working Group」

ペーパー1： New Codes of Practice and Ethics for ISPs Key features

ペーパー2： www.hotline.ie – First Report

ペーパー3： Research findings

議事

1. IABについて

1. 1 IABの設立経緯

- ・政府（法務省）は1997年、児童ポルノに非常に不安を抱き、政府が発起人となってインターネットの違法・有害利用に関する委員会（Committee on the Illegal and Harmful Use of the Internet）を立ち上げた。児童ポルノにどう対処したらよいか。その勧告提案を行うためのグループであり、Haskins氏はその委員長を務めた。委員会には警察、児童保護グループ、および政府関係者が参加した。1年後に報告書を提出したが、報告書の提案を政府はすべて受け入れた。
- ・委員会を立ち上げるに当たっては、児童ポルノを大きな問題としてISP業界の人に認識してもらうために、実際にサイトを見せてみた。そうすると、業界の人たちはこんなものがあるのかと驚き、非常に協力的になった。
- ・業界の人を動かすその他の方法としては、政治的なプレッシャーがある。当時、児童ポルノの問題が大きく報道され、ISPも対策を取らなければいけないという風潮になった。政府としては、業界が自主規制しなければ法規制をかけるという態度に出た。我々がISP業界に働きかけるための機関として、業界団体を作ってくれとお願いした。
- ・政府は児童保護を目的に行動するが、ISP業界は利益を目的に行動する。政府と業界の立場は異なるため、Haskins氏としては、政府がイニシアティブを取るべきだと考える。
- ・報告書では、「業界の自主規制に任せる」（法規制ではうまく機能しない）ということが提案された。ただ、それだけでは不十分なので、自主規制がきちんと機能していることを監督するための組織も導入すべきだとして、IABが設立された。IABは、法律には準拠しない組織である。IABの立場や運営には柔軟性が要求されるため、特に法律は作らなかった。

1. 2 IAB の役割

(1) ホットラインの活動のレビュー

(2) ISP が遵守すべき行動規約 (Code of Practice) の作成支援

- ・ ISPAI (Internet Service Provider Association of Ireland) に加盟する ISP は行動規約を守らねばならない。これを遵守しない業者については、政府が年次報告書で会社名を明記する。
- ・ この行動規約を ISP が守っているかどうか、IAB が監督する。

(3) 利用者 (とりわけ親) の意識を高める

- ・ 国内で TV、コンファレンス、およびイベントを行う。
- ・ インターネット上の児童保護に関して、以前は政府に責任があるとされたが、技術の発展に対応できないため、政府ができることには制限がある。今後は政府でできる限りのことはするが、親などの一般市民がもっと責任を持つべきだ。

2 ホットライン (ISPAI) について

2. 1 ホットラインの概要

- ・ 運営母体は ISPAI である。1999 年 12 月に立ち上げられた。URL は <https://www.hotline.ie/>。
- ・ 予算は 12 万ユーロ。EU の助成金が 50%、ISP 業界から 50% であり、個々の ISP が資金を出している。アイルランド政府からの助成金はない。
- ・ ISP 業界は、運営費の一部は政府が担うべきと考えていた。しかし、自主規制を選択したので、業界ですべて負担すべきと IAB は考える。
- ・ ホットライン担当者は 1 名 (Cormac Callanan 氏) である。Haskins 氏は、ホットラインを 1 人で運用していることを心配している。
- ・ 通報件数は 2000 年は 378 件、2001 年は半年 (1 月～6 月) で 277 件である。
- ・ 困難な点
当該サイトを発見すること。通報が正確でない場合や、サイトを見ても違法なもの、有害なものが含まれていない場合がある。その他の困難点としては、ポルノの定義、継続的な資金源、進歩するテクノロジーへのキャッチアップが挙げられる。
- ・ INHOPE、EuroISPA と連携を取っている。Callanan 氏は前 INHOPE 会長である。また 2 年前まで、EuroISPA の会長であった (現在は事務局長)。よって EuroISPA とは非常に連携がとりやすいし、ヨーロッパではベストなコンタクト先としている。EU 委員会の「IAP (Internet Action Plan)」は参考になるのでご覧いただきたい。インターネットの安全性やフィルタリングについて取り組んでいる。URL は <http://www.saferinternet.org/>。

2. 2 通報の処理手続き

- ・ 受付方法
 - ・ セキュアな Web ページ
 - ・ 電子メール
 - ・ 低料金電話 (24 時間対応ではなく、勤務時間外は留守電)
 - ・ 低料金 FAX
 - ・ 郵便

- ・匿名でも通報できる。
- ・通報内容は、すべて機密情報として扱っている。警察もこのことは受け入れている。明らかに違法な場合は、証拠のために、情報提供を行うこともある。データ保護協会とも密接なつながりがある。
- ・明確な定義により振り分け処理を行っている。
- ・違法性判断については、まずホットラインが行う。これは警察と合意済みである。
- ・ホットラインが違法だと判断した場合、国内発コンテンツについては警察と ISP に同時に通報する。国外コンテンツの場合は、国によって色々な機関へ送信する。例えば、INHOPE メンバーのホットラインや Interpol、米国のサイバーティップライン（NCMEC）などである。

2. 3 ホットラインのデータベース

- ・データベースは1つ。サーバ、端末も1つずつである。
- ・ソフトウェアは Callanan 氏が自分で開発したものである。発信元の追跡、分析、統計処理などが行える。

3. ISPの自主規制（行動規約）の内容

3. 1 概要

- ・ホットラインから通知があった場合は、ISPは当該違法コンテンツを削除する義務がある。
- ・ISPは契約者（情報発信者）との利用約款の中で、ISPは発信者の違法発信情報を削除できるという規程を設けなければならない。もしこの規程がないと、ISPとしてはホットラインから通報を受けても、契約者との関係を配慮して、この情報は削除できないと考えるかもしれない。
- ・IABは自主規制を監督している。ほおっておくと業界は利益を追うので、やらなくなってしまう。
- ・ISPAIの行動規約 Code of Productを決めるのは、大変だった。政府もISP業界も互いに譲歩した。

3. 2 有害情報について

- ・行動規約を決める際に大きな問題となった。政府側としては、有害情報もホットラインで扱うことを主張したが、業界側に負けた。
- ・妥協した結果、以下ようになった。
 - (1) 一般市民が ISP に対して、有害情報への苦情を行う手順を決めた。ISP は苦情を受けたら、一定期間内に対応し、それを報告しなければならない。どのように対応すべきかは、行動規約では決められておらず、ISP 側で決めることとなっている。
 - (2) 業界全体で、有害情報に関する見解を示す。業界のトップレベルが方針について検討を行い、有害情報としてどのようなカテゴリーがあるか、ISP 全体で規定するように決めた。IAB は有害なものについては検閲機関になりたくなかった。基準は業界で決めてもらった。

4. ISP との関係

- ・ISP の業界団体として ISPAI が 1998 年 1 月に設立されたので、IAB にとっては非常に便利になった。ISP 業界と連絡を取りたいときは、ISPAI に連絡をとればよい。個々の ISP には連絡していない。また、アイルランドには ISP 業界団体がこの 1 つしかないため、非常に連絡を取りやすい。
- ・年に 2、3 回、ISPAI と正式な会合を持っている。色々な要望を出したり、情報交換を行っている。政府側と業界側の接触の場となっている。
- ・ISP が ISPAI に加入する義務はない。自主規制で行っているので加入を義務付けてはいない。ただし、(1) 道徳的義務と (2) 商業的義務があると思う。ISPAI には行動規約があり、これを遵守しない業者や、そもそも加入していない業者については、政府が年次報告書で会社名を明記している。伝統的な ISP はすべて加入していると思う。アクセスプロバイダや中小プロバイダの中には加入していない業者もある。全体で 95% の ISP は加入しているだろう。
- ・ISP は ISPAI の年会費をなかなか払ってくれない。最近会費システムを変更し、事業規模に合わせて 3 段階の会費制にすることとした。
- ・IAB は ISP 業界に対し、法規制ではなく道徳的なプレッシャーをかけようとしている。法律だと、色々な反発を生んでしまう。
- ・IAB は政府の立場に立っており、ISP 業界とは多少の緊張を有しているが、全体的には良好な関係である。
- ・ISP 業界の方で児童保護に関する関心が薄くなったら問題だ。政府と業界で対立し、法規制が必要になるかもしれない。そうならないようにしたい。

5. 警察との関係

- ・2 つのレベルがある。
 - (1) IAB 内でのレベル
 - ・IAB には警察からの代表者も参加している。
 - ・IAB の下に小委員会があり、その 1 つにサイバー犯罪小委員会があり、これには警察と司法省と ISP が参加している。警察と ISP の間の連絡に関する問題を話し合っている。このような委員会は重要であり、IAB が場を設定して、定期的会合を持たせ、関係者を話し合わせるように

している。実務レベルでのよいコミュニケーションである。コンファレンスのテーマも IAB で提案している。

(2) 警察とホットラインとのインターフェースでの問題

- ・警察には、違法性判断や起訴は警察の役割であるとの意識がある。他方、ホットラインで違法性判断を行い ISP に通報したり、ISP が違法コンテンツの存在に気がついた場合、ISP はネット上から削除しなければならない。このため、警察側とホットライン-ISP 側の利害が打ち合う場合がある。この場合、IAB では両者でお互いに話し合っ決めて決めるように言っている。両者の処理手順をつき合わせて、良い方法が見つければ両者の目的が達成される。

6. 警察の国際協力

- ・児童ポルノはほとんどが国外管轄のコンテンツであるため、国外とハイレベルの協力を行わないと意味がない。
- ・最近、アイルランド国内でコンピュータを多数押収する事件があった。これは米国からの情報により検挙にいたった有名な事例である。児童ポルノを購入した人のクレジットカード番号が明らかになり、この中に 100 人のアイルランド人の名前があった。ある朝、一斉捜査を行った。逮捕者の中には教師等の尊厳ある職業も含まれ、アイルランドの人々に大変にショックを与えた。

7. その他

7. 1 法律

- ・1998 年の法律 (Child Trafficking and Pornography Act)
単純所持でも刑事犯罪となる。ダウンロードしただけでも、単純所持とみなされる。
- ・我々の考え方では、児童ポルノを所持している人は、児童ポルノ市場を促進しているものとみなす。
- ・ホットラインを運用する人には、児童ポルノの単純所持について特別な免責がある。
法律では、児童ポルノ犯罪を防止することを目的とした善意の行動の一環として児童ポルノを所持することは免責とされている。一般には警察のみであるが、Callanan 氏と Haskins 氏も免責とされている。ただし、個人的に家で児童ポルノを所持していれば違法である。

7. 2 チャットルーム

- ・ペドファイルがチャットで児童を誘い出す (grooming グルーミング) ケースがある。グルーミングの立証は難しい。
- ・外国のチャットルーム (MSN 等) については、我々が制限することはできないため、国際的な協力や取組みが必要である。

7. 3 データの保存

- ・データ保存とプライバシーとのトレードオフについては、EU でもこの両者のつり合いはまだ達成できていない。2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ以来、データ保存 (=国家セキュリティ) の方にバランスが傾いている。

- ・EUの新法案では、ISPは最大で2年間、ログデータを保存しなければならない。

7.4 今後の見通し

- ・今後は自主規制色が減り、理想とするCo-regulation（相互規制）へ移行していくのではないだろうか。自主規制の結果のレビューによって、どの方向に今後進むかが判断される。
- ・政府、警察、ISP業界だけではお互いをまとめることができない。IABのような中立的な組織が必要である。
- ・自主規制がうまく行かなくなったら、ISPAIの行動規約を法律化しなければならないことになる。だが、誰もそれを望んでいないだろう。
- ・違法と有害を別々に認識することは重要と考える。

7.5 その他

- ・アイルランドの人口は400万人で、ホットラインスタッフは1名。日本の人口は1億人なので25名が必要ということになるでしょう（笑）。
- ・英国とは密接な関係をとっている。
- ・日本はプロバイダ団体との連携がまだうまくいっていない事が、残念だと言われた。

8. ホットラインに係るアイルランドの法制等の追加調査

8.1 ホットラインの設立の根拠

アイルランド政府の1998年の報告書”Illegal and Harmful Use of the Internet: First Report of the Working Group”の5.3節において、ホットライン設立が勧告されている。

「5.3 新しい苦情受付ホットライン

5.3.1 法令に拠らない基盤

新フレームワークをサポートするためには、自主規制に関係したプレーヤー間で交される行動規約や一般的合意以外にも新たな構造が必要である。ワーキンググループは、インターネット上の違法コンテンツに関する利用者からの苦情を処理し調査するような苦情受付ホットラインの設立を勧告する。（以下省略）

5.3.2 ホットライン機関の機能

（省略）

5.3.3 違法コンテンツの調査

（省略）

5.3.4 有害コンテンツの調査

（省略）」

同報告書の中でホットラインは”a complaint hotline”と記述されているため、1つのホットライン設立のみが勧告されていると考えられる。

8. 2 ISPの措置履行に係る担保規定等

ISPAI (Internet Services Providers Association of Ireland) の行動規約 (Code of Practice and Ethics) の第7節で、ISPAI のホットライン (www.hotline.ie) のサービスと加盟 ISP の義務について以下のように規定されている。

「7. www.hotline.ie のサービスについて

ISPAI は、アイルランド国内に位置するインターネットの Web サイトとニュースグループ上から違法コンテンツを削除するための取組みにおいて、www.hotline.ie と協力するものとする。したがって、ISPAI のメンバーは www.hotline.ie の手続きに従わなければならない。

- 7.1 メンバーは www.hotline.ie に登録しなければならない。
- 7.2 メンバーは www.hotline.ie に、www.hotline.ie からの通知を受けるためのコンタクトポイントを提供しなければならない。
- 7.3 メンバーは時々 www.hotline.ie から、メンバーによってホスティングされている Web サイトまたはニュースグループから特定の違法な可能性のあるコンテンツを削除するように要求する通知を受けるかもしれない。技術的に実行可能な場合は、メンバーは合理的な時間内にそのような通知に従わなければならない。
- 7.4 www.hotline.ie から要求され (www.hotline.ie は法執行機関から要求される)、技術的に実行可能な場合は、メンバーは削除したコンテンツのコピーを保持しなければならない。ただし、メンバーは 1988 年データ保護法の条項を遵守しなければならない。
- 7.5 www.hotline.ie は、エンドユーザが自分自身や子どもたちを有害と思われるコンテンツから保護できる手段について情報提供することで、積極的にエンドユーザを支援 (empower) するように努めるものとする。
- 7.6 有害な第三者コンテンツに関連した苦情を受けた場合、www.hotline.ie は可能な場合、当該コンテンツをホスティングしている企業に当該苦情を伝えるものとする。また、当該ホスティング企業が自社の利用規定 (Acceptable Use Policy) に従って措置を講じられるように、当該苦情を当該ホスティング企業に送付するものとする。当該ホスティング企業が ISPAI のメンバーである場合は、当該ホスティング企業は 11.2 節で概説される苦情処理手続きに従わなければならない。
- 7.7 www.hotline.ie は著作権侵害の請求について審査したり、著作権法に関して勧告したり決定したりするいかなる権限も持たないものとする。

自主規制であるため罰則規定は存在しないが、ISP が行動規約を遵守しているか否かは IAB が監督しており、これを遵守しない業者については政府が年次報告書で会社名を明記するため、ISP には行動規約を守ることに對する道徳的・商業的なプレッシャーがかかっている。

8. 3 有害コンテンツに対する措置勧告の種類とその根拠

ISPAI の行動規約の 7.6 節によれば、ISPAI (www.hotline.ie) は有害なコンテンツに関する苦情を受けた場合、可能な限り、当該コンテンツをホスティングしている企業に苦情を伝える。また、当該ホスティング企業が自社の利用規定 (Acceptable Use Policy) に従って措置を講じ

られるように、当該苦情を当該ホスティング企業に送付する。

以上